

部会に属すべき委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和 3 年 3 月 24 日付

産業統計部会

（経済構造実態調査及び工業統計調査関係）

委 員 宮川 努（学習院大学経済学部教授）

サービス統計・企業統計部会

（経済構造実態調査及び工業統計調査関係）

委 員 宮川 努（学習院大学経済学部教授）